

高知市役所本庁舎前広場キッチンカー出店事業の試行実施に係る出店者募集要項

1. 趣旨

高知市役所本庁舎前広場にキッチンカーを誘致することにより、本庁舎前広場の有効活用や、市民に親しまれる魅力的な空間の創造及びにぎわいの創出につなげ、来庁者や周辺就業者及び職員の利便性向上を目的として、試行的に実施するもの。

2. 概要

(1) 出店場所

高知市本町5丁目1-45

高知市役所本庁舎前広場の市が指定する区画（別紙参照）。

1日あたり最大3区画まで。

【参考】・職員数（本庁舎及び第二庁舎）：約1,300人

・来庁者用駐車場利用台数：約900台／日

・本庁舎総合案内窓口利用者数：77,662人／年（令和7年度）

(2) 出店形態

キッチンカーによる飲食物の販売。

(3) 使用許可面積

3区画（1区画：幅6m×奥行3m＝18㎡）

(4) 事業実施期間

令和8年11月18日（水）～令和8年12月16日（水）の間のうち、毎週水・金曜日。※令和8年11月25日（水）は除く。

11月18日（水） 11月20日（金）

11月27日（金） 12月2日（水）

12月4日（金） 12月9日（水）

12月11日（金） 12月16日（水）

(5) 出店可能時間

午前11時から午後3時まで（準備・片付けを含む）。

ただし、職員及び来庁者のランチ需要に対応するため、午前12時から午後2時まででは必ず営業すること。

(6) 出店料

無料とする。

3. 応募資格

(1) キッチンカーによる飲食物の移動販売事業者。

(2) 使用場所（高知市役所本庁舎前広場・高知市本町5丁目1-45）及び営業内容に

必要かつ有効な保健所の営業許可を受けている又は届出を行っていること。

- (3) キッチンカーの営業に必要な食品衛生責任者を配置していること。
- (4) 申請時点において、高知市に納付すべき市税等の滞納がないこと。
- (5) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (6) PL 保険（生産物賠償責任保険）又はそれに準ずる保険に加入していること。
- (7) 破産手続開始の決定を受けている場合は復権を得ていること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていないこと。
- (10) キッチンカーの営業等に関して、過去に取消処分を受けていないこと又は取消処分を受けたが当該処分に至った事由が改善されていること。

4. 使用条件

- (1) 発電機や火気使用時は消防署等の指導に従い、消火器の設置等必要な措置を講じること。
- (2) キッチンカーでの出店にあたり、次のとおり安全管理を徹底すること。
 - ① 自然発車を防止するに足る性能を有する輪留めを用意し、駐車するときに適切に取り付けること。
 - ② 車両移動の際には、周囲の確認や近くの方への声掛けを行うこと。
 - ③ 車両の移動、駐車及び看板等の設置の際、来庁者や通行人等に影響を及ぼさないこと。
- (3) 衛生面等について、次のとおり安全管理を徹底すること。
 - ① 出店者は食品衛生責任者等の資格を有するものとし、出店の際、原則、資格保有者が現場に常駐すること。
 - ② 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- (4) 出店・食品及び販売行為による事故・苦情等が発生した場合は、直ちに市へ報告し、誠実に対応すること。また、これによる賠償責任はすべて出店者が負うこと。
- (5) 出店後は出店場所周辺の清掃を行い、原状回復に努めること。
- (6) 検証の参考とするため、最終出店日から1週間以内に実施結果について、実施報告書（第3号様式）にて提出又はグーグルフォームにて回答すること。
- (7) 本要項に定めるほか、関係法令を遵守し、市長の指示に従うこと。

5. 使用制限

- (1) 来庁者、通行人及び近隣住民等に影響を与える行為、敷地内を歩きながらの販売や

チラシの配布、拡声器等を使用した呼び込み及び大音量での BGM 等は禁止とする。

- (2) 各店舗にはゴミ箱を設置し、出店で発生したゴミは全て持ち帰ること。庁舎内のゴミ箱及び敷地内への投棄は禁止とする。
- (3) 庁舎（敷地内設備等を含む）の電源及び給排水設備は使用不可とする。
- (4) 敷地内は全面禁煙とする（加熱式たばこを含む）。
- (5) 許可区画内外における飲食スペース（椅子・テーブル等）の設置並びに許可区画以外でののぼり旗等の設置及び駐車は禁止とする。
- (6) 酒類及び市長が不適切と認める物品の販売は禁止とする。
- (7) 火災、救急その他の事由により緊急車両等が出動した場合は、その通行及び活動を妨げないよう、市は、出店者に対し、販売の一時中止、店舗車両の移動その他必要な措置を求めることがある。この場合、出店者は市の指示に従うこと。

6 出店手続

(1) 申込期間

令和 8 年 10 月 6 日（火）午前 9 時から令和 8 年 10 月 19 日（月）午後 4 時半まで
（土・日曜日を除く）

(2) 提出書類

- ① 出店申込書（第 1 号様式）
- ② 誓約書（第 2 号様式）
- ③ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
※法人の場合、「役員等名簿」の欄には、代表者、役員及びキッチンカーで営業を行う従業員（使用責任者）等の氏名を記入すること。
- ④ 営業許可証等の写し
- ⑤ 生産物賠償責任保険（PL 保険）等の証書の写し
- ⑥ 車検証の写し
- ⑦ 車両等の写真
- ⑧ 主なメニューや価格が記載されたパンフレット又は資料

(3) 提出方法

- ・メールまたは窓口への持参にて提出。なお、メールは、送信後に電話で受信確認を行うこと。
- ・窓口での受付は、午前 9 時から午後 4 時半まで（土・日曜日を除く）
- ・提出された書類は返却しないものとし、必要に応じて訂正や追加を求める場合あり。

(4) 提出先

〒780-8571 高知市本町 5 丁目 1-45 高知市 商工振興部 商業振興課

MAIL : kc-151705@city.kochi.lg.jp

TEL : 088-823-9375

7 日程等の調整及び使用許可

- (1) 1事業者当たりの出店回数は、原則として3回までとする。ただし、申込期間終了後に出店枠に空きがあり、3回を超える出店を希望する事業者がある場合は、市と協議の上、出店回数を決定する。
- (2) 販売品目が重複するなど、申込状況に応じて出店調整を行う場合がある。
- (3) 出店者の決定については、令和8年10月26日(月)頃にメール及び電話にて通知する。
- (4) 決定通知を受けた出店者は、出店日の15日前までに以下の書類を提出すること。

①提出書類

- ・行政財産目的外使用許可申請書
- ・出店場所の図面

②提出先

〒780-8571 高知市本町5丁目1-45 高知市 総務部 総務課

MAIL : kc-050200@city.kochi.lg.jp

TEL : 088-823-9411

8 使用許可の取消し

- (1) 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取消すことがある。なお、使用許可の取消しにより、出店者に損失が生じても、市は補償しない。
 - ① 本要項及び使用許可条件に記載する内容に違反していると判明したとき。
 - ② 出店場所を第三者に使用させ、又は転貸したとき。
 - ③ 市が出店を不適当と判断し、協議後も改善が見られない場合。
- (2) 前項の規定により使用許可を取消された者については、以後の出店を認めない場合がある。

9. 注意事項

- (1) 販売品目、営業方法及び出店位置は、事前に市が承認した内容に従うこと。
- (2) 荒天時の中止判断は出店者が行い、市へ速やかに報告すること。なお、市が事故防止・安全確保の観点から危険と判断し、中止とした場合、決定に従うこと。この場合、準備等に要した費用は事業者負担となり、本市からの補償は一切行わない。
- (3) 売上に関する責任は出店者が負うものとする。
- (4) 出店に伴い必要となる許認可、届出、保険加入その他の手続は、原則として出店者の責任において行うこと。

10. その他

- (1) 出店スケジュール及び出店者情報は、本市のウェブサイトや SNS で公開する。
- (2) 出店の様子を SNS で公開する場合がある。
- (3) 本市に提出された書類に記載された個人情報は、本募集に係る事務以外の目的には使用しない。
- (4) 出店者においても、出店日時、販売品目等の出店情報について、ウェブサイトや SNS で積極的に情報発信を行い、集客に努めること。

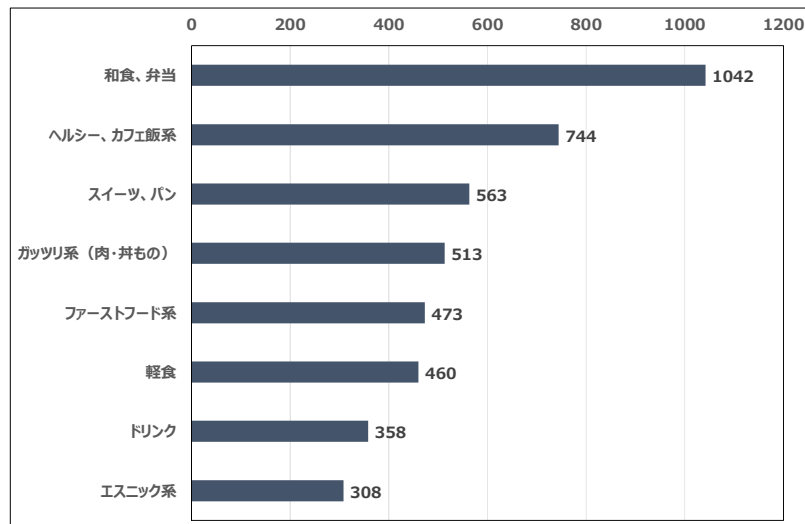
11 出店までのスケジュール

10 月 19 日 (月)	募集〆切
10 月 26 日 (月)	出店者決定・連絡
11 月 2 日 (月)	行政財産目的外使用許可申請書提出〆切
11 月 11 日 (水) ～	広報
11 月 18 日 (水) ～	出店開始

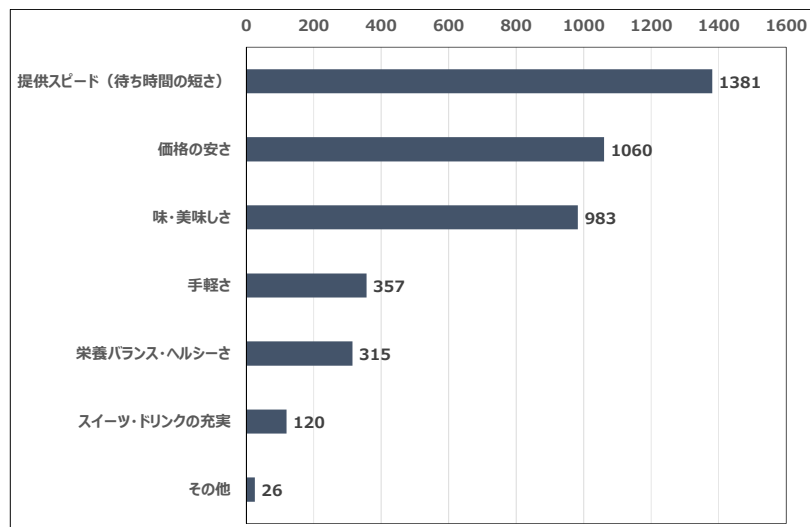
12 参考

令和 8 年 8 月 31 日 (月) から令和 8 年 9 月 11 日 (金) にかけて本市役所職員に実施した本事業に関するアンケートの結果 (一部抜粋)。

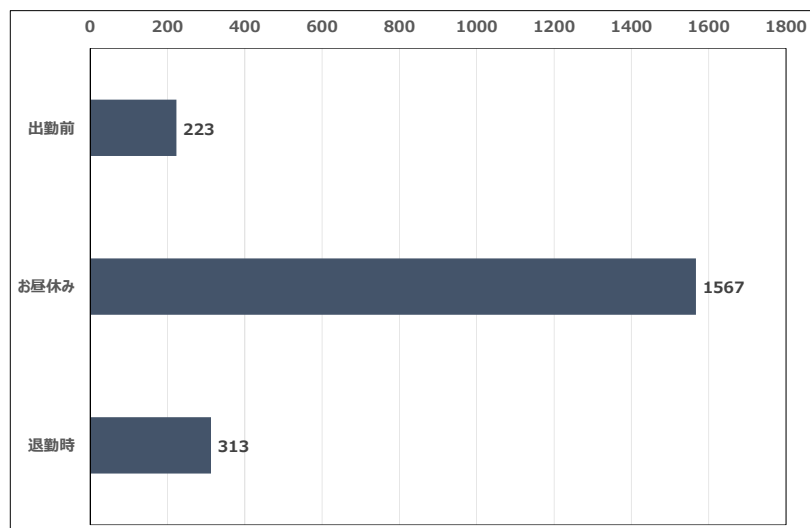
- (1) 出品してほしい品目・メニューを選んでください。(選択式・複数選択可)



(2) 出店内容について特に重視したいことは何ですか。(選択式・複数選択可)



(3) 利用したい時間帯を選んでください。(選択式・複数選択可)



13 問い合わせ先

【キッチンカー出店募集に関すること】

高知市 商工振興部 商業振興課

MAIL : kc-151705@city.kochi.lg.jp

TEL : 088-823-9375

【庁舎使用に関すること】

高知市 総務部 総務課

MAIL : kc-050200@city.kochi.lg.jp

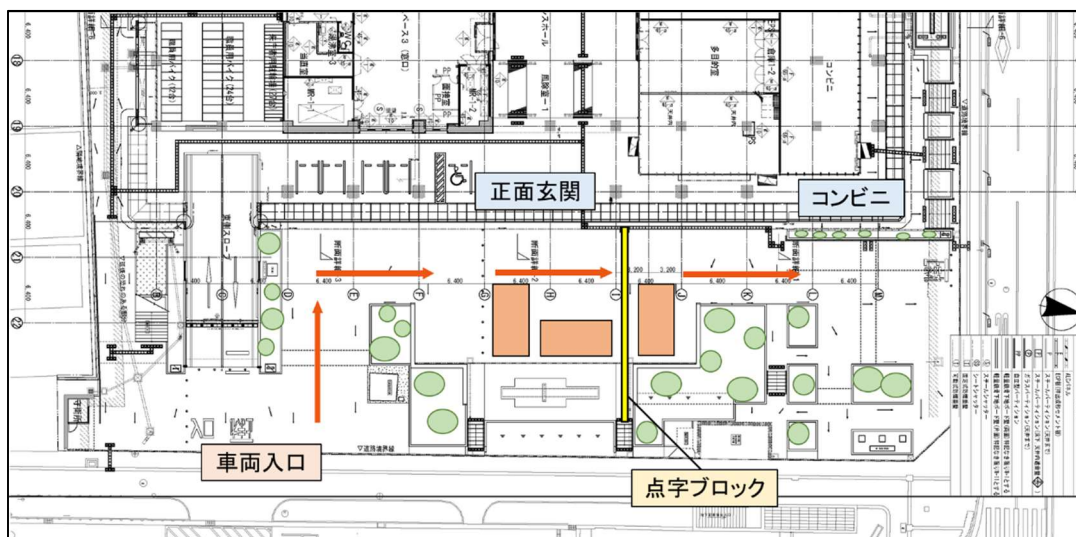
TEL : 088-823-9411

【別紙】

●出店場所

高知市本町5丁目1-45

高知市役所本庁庁舎前広場 ※下図  箇所



※キッチンカーは、点字ブロックから60cm以上間隔をあけて駐車してください。